

契約書

裁判所職員の採用確保に向けた学生向け説明会の運営等の広報活動業務（2025年（令和7年）卒業生向け）（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所（以下「発注者」という。）と受注者株式会社ディスコ（以下「受注者」という。）とは、次の条項及び別添仕様書により請負契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	裁判所職員の採用確保に向けた学生向け説明会の運営等の広報活動業務（2025年（令和7年）卒業生向け）
案件内容・仕様	仕様書のとおり
契約金額 (税込み)	金 3,098,700 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 281,700 円)
履行期間	令和05年04月03日 ~ 令和06年03月31日
履行場所	仕様書のとおり
契約保証金	免除
備考	

この契約の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和05年04月03日

発注者 支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長
氏本 厚司

受注者 〒112-0004
東京都文京区後楽二丁目5番1号飯田橋ファーストビル9階
株式会社ディスコ
代表取締役 新留 正朗

契約条項

(業務の名称、場所等)

第1条 業務の名称、内容、期間及び契約金額は、次のとおりとする。

(1) 名称 裁判所職員の採用確保に向けた学生向け説明会の運営等の広報活動業務

(2025年(令和7年)卒業生向け)

(2) 内容 別添仕様書のとおり

(3) 期間 別添仕様書のとおり

(4) 契約金額 金3,098,700円

(うち消費税及び地方消費税額281,700円)

(契約保証金)

第2条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を発注者の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、発注者が予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(下請等の制限)

第4条 受注者は、業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受注者が業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ(1)の通知事項を記載した書面をもって申請し、発注者が(2)の条件を付した上で書面により承諾した場合は、この限りではない。

(1) 通知事項

ア 再委託の相手方の商号又は名称及び住所

イ 再委託を行う業務の範囲

ウ 再委託の必要性

エ 契約金額

(2) 条件

ア 履行確保及び責任については、全て受注者が負うこと。

イ 受注者において、委託先業者の業務状況を全て把握できていること。

ウ 委託先業者が知り得た情報は、受注者の責任において業務目的以外で使用させないこと

○ (業務の監督等)

第5条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

(1) 受注者が提出する書類の調査

(2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

(検査及び納入)

第6条 受注者は、業務が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発

契約条項

注者の定めた検査職員に必要な検査をさせ、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった旨の通知を受理した場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、速やかに検査職員による再度の検査を受けなければならぬ。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに補修その他必要な措置を講じた旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

(代金の支払)

第7条 代金は、一括で支払うものとし、受注者は、前条第2項又は第3項の検査に合格した旨の通知を受理した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとする。

(履行遅延の賠償)

第8条 発注者は、約定期間に内に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては業務が遅延した部分の代価に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第9条 発注者がその責めに帰すべき事由により第6条第2項又は第3項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅定期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅定期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

第10条 業務の履行に伴い生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。ただし、その損害が天災その他の不可抗力により生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

2 天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となった場合（一部の履行が不能となり、残存する部分のみでは契約の目的を達することができない場合を含む。以下同じ。）には、発注者は、受注者からの支払請求を拒むことができる。

3 前項の場合、発注者は、第13条第1項第4号に基づき催告を要せず無償で解除できるものとし、受注者は、発注者の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとする。この場合、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 発注者は、業務終了後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不

契約条項

足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

2 業務に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、第6条第2項又は第3項の規定に基づく検査完了後、発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

（秘密の保持）

第12条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（発注者の契約解除権）

第13条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らかの催告を要しない。

（1）この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（2）監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

（3）詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

（4）民法第542条1項各号に該当するときその他、この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

（受注者の契約解除権）

第14条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができます。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

（1）この契約の条項又は仕様書に違反した場合（第3号を除く。）

（2）著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となった場合

（3）民法第542条1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

（違約金）

契約条項

第15条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第16条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項ないし第3項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出してい

契約条項

るとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第17条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第18条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第19条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第20条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第21条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当

契約条項

該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第22条 発注者は、第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第18条、第19条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第15条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第23条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(紛争の解決)

第24条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第25条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

仕様書

1 件名

裁判所職員の採用確保に向けた学生向け説明会の運営等の広報活動業務（2025年
(令和7年) 卒業生向け)

2 目的

(1) 近年、公務員を目指す受験者が全体として減少傾向にある中で、裁判所においても受験者が減少傾向となっており、優秀な職員を採用するため、多数の優秀な受験者を確保していくことが喫緊の課題とされている。

(2) 裁判所職員は法律の専門職であるというイメージから裁判所事務官においては法学部出身者以外の受験者層における認知度が低い、又は、敬遠される傾向があり、また、家庭裁判所調査官補については法律学や教育学、心理学を中心とした学部、学科以外の受験者層における認知度が低い。

上記のような就職環境で受験者の確保を図るには、これまでの特定の学部や学科を中心とした受験者層への働きかけだけではなく、様々なツールを用いて幅広い受験者層に裁判所職員の業務内容について周知を図ることが肝要である。

(3) 以上を踏まえ、これから就職を考える学生に対して、裁判所のPR活動を強化し、裁判所職員採用試験の受験者を確保するため、6に記載する各種イベント等の実施について業務支援を委託するものである。

3 訴求対象

令和7年卒の大学生及び大学院生

4 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

5 実施体制等

委託内容を実施するに当たっては、訴求対象の就職活動及び就業体験のスケジュールに配意すること。

委託内容を実施するに当たっては、適時適切な実施及び対応が可能な体制をとり、最高

裁判所（以下「発注者」という。）と緊密な連携をとりつつ、発注者が指定する監督職員（以下「監督職員」という。）の指示に従って実施すること。

イベント等の企画立案から実施に至る一連の業務に当たっては、適切な進行管理を行い、期限を厳守し、確実に業務を執行すること。やむを得ない事情により、計画を変更する場合は、必ず発注者と協議して承諾を得ること。

6 業務内容

受注者は、本業務の趣旨と全国の裁判所の採用業務の内容及び採用スケジュールを理解した上で、次の(1)及び(2)の業務について全国の裁判所における受験者数の拡大や魅力伝達につながる最も効果的なイベント等を企画・実施すること。また、各業務を実施するに当たっては、発注者の承諾を得ること。

なお、受注者は、次の(1)及び(2)のイベント等の企画・実施等についての実施計画書及びスケジュールを作成し、契約締結後7日以内（土日祝日を除く。）に発注者に提出すること。

おって、やむを得ない事情により、次の(1)及び(2)のイベント等の企画・実施等の時期を変更する場合は、必ず発注者と協議して承認を得ること。

(1) 就職情報サイト及びインターンシップサイト（以下、両者を併せて「就職情報サイト等」という。）による情報発信

学生の利用者数に配意して効果の見込める就職情報サイト等のうち登録会員数が30万人以上のものを選択し、裁判所の情報を掲載するために必要な手続を行うこと。

なお、就職情報サイト等には、「裁判所 採用」アカウントのフェイスブック、ユーチューブ、ツイッター、インスタグラム及び裁判所のホームページの情報（URL等）並びに裁判所が主催する職業体験イベントや裁判所に関する広報活動の情報等を掲載すること。

(2) 合同説明会形式のイベントの実施

採用市場における他官公庁の動向や学生の活動状況等を踏まえながら、集合型又はオンライン型による合同会社説明会形式のイベントのうち適切なものを選択し、当該イベントにおける裁判所の出展枠（個別ブース又は配信枠）を確保すること。また、選択す

るイベントは、次のアからウまでの要件のほか、集合型については次のエの要件を、オンライン型については次のオの要件をそれぞれ充足するものであること。

ア 開催時期

令和5年4月中旬から令和6年2月下旬まで

イ 場所（オンライン型については(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)の地域で就職活動をしている学生向けとする。）

(ア) 東京都23区内及び大阪市内

(イ) 名古屋市内、福岡市内、仙台市内及び広島市内

(ウ) 札幌市内及び高松市内

ただし上記(ア)、(イ)及び(ウ)の各場所での開催が難しい場合は、近郊都市での開催とする。

(エ) 全国（実施形式はオンライン型のみとする。）

ウ 実施回数

(ア) 前記イ(ア)、(イ)及び(ウ)の各場所につき集合型又はオンライン型で各1回

(イ) 前記イ(エ)の場所につきオンライン型で2回

エ 集合型による実施

(ア) 集客目標数

a 前記イ(ア)について

各会場における延べ集客目標人数は1200人以上とする。

b 前記イ(イ)について

各会場における延べ集客目標人数は500人以上とする。

c 前記イ(ウ)について

各会場における延べ集客目標人数は200人以上とする。

(イ) 個別ブースの設備

個別ブースは、次の設備を備えたものであること。

a 前記イ(ア)について

- (a) 学生用の椅子 15席程度
- (b) 企業用の椅子 3席程度
- (c) 長机 2卓以上
- (d) プロジェクタ 1台
- (e) スクリーン 1台
- (f) テーブルクロス 2枚
- (g) マイク 1本
- (h) その他

- A パソコン等の持込が可能であること。
- B プロジェクタ、スクリーン、パソコン等の電源が確保されていること。
- C プロジェクタの設置場所が確保されていること。

b 前記イ(イ)及びウについて

- (a) 学生用の椅子 6席程度
- (b) 企業用の椅子 3席程度
- (c) 長机 1卓以上
- (d) プロジェクタ 1台
- (e) スクリーン 1台
- (f) テーブルクロス 1枚
- (g) マイク (ブースでマイクが使用できる場合のみ。) 1本
- (h) その他

- A パソコン等の持込が可能であること。
- B プロジェクタ、スクリーン、パソコン等の電源が確保されていること。
- C プロジェクタの設置場所が確保されていること。

オ オンライン型による実施

(ア) 配信方法

生放送により配信する。

(イ) 配信時間

各回 30 分以上

(ウ) 目標視聴者数

a 前記イ(ア)及び(エ)について

各回 200 人以上とする。

b 前記イ(イ)について

各回 80 人以上とする。

c 前記イ(ウ)について

各回 50 人以上とする。

(エ) その他



カ イベントの周知

より多くの学生が合同説明会形式のイベントを認識し、参加するよう、学生に対し、効果的な媒体（就職情報サイト、SNS、映像配信等）を通じて広報が行われること。

キ イベント来場者数等及びイベント視聴者数等の報告

受注者は、発注者に対し、集合型の合同説明会形式のイベントの来場者数、来場者の属性等及びオンライン型の合同説明会形式のイベントの視聴者数、視聴者の属性等についてまとめた報告書及びその電子媒体（CD-R等）を、各イベントごとに提出すること。

7 その他

(1) 情報の機密保持

ア 本調達に係る業務の実施のために発注者から提供する情報及び当該業務の実施におい

て知り得た情報について、以下の事項を遵守すること。ただし、既に公知である情報についてはこの限りではない。

- (ア) 本調達に係る業務にのみ使用し、他の目的には使用しないこと。
- (イ) 本調達に係る業務を行う者以外には機密とすること。
 - イ 受注者の責任に起因する情報の漏えい等により、損害が発生した場合は、それに伴う弁済等の措置は全て受注者が負担すること。
 - ウ 個人情報については、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏えい、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
 - エ 関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。
 - オ この項目については、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨を踏まえた「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年3月23日最高裁判所裁判官会議議決）5に規定する合理的配慮について留意すること。
- (3) 疑義等
本仕様書の内容又は解釈について疑義が生じた場合には、発注者と受注者の協議により決定するものとする。

(別紙)

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならぬ。

ればならない。

(収集の制限)

6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

9 監督職員は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、監督職員は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取扱い状況について報告を求めることができる。

(廃棄等)

10 受注者は、この契約に基づく業務に関して発注者から提供される個人情報について、保有する必要がなくなったときは、監督職員の指示に従い、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去をしなければならない。

(事故発生時における報告)

11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれ

がある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者と受注者とで協議して対応を決定するものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

1.2 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。